【裁定委員会】2026 年 8 月 19 日付け決定

1　懲罰対象者
U12 クラブ指導者

2　懲罰の内容
譴責

3　懲罰の起算日
2026 年 8 月 19 日

4　懲罰の理由
本協会倫理規程〔遵守事項〕に定める「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当

5　事案の概要
所属選手に対するハラスメント行為（存在価値を否定し、尊厳を傷つける発言。）